

新生活様式対応「みなみちた暮らしの便利帳」官民協働発行事業に係る
企画提案募集要項

1. 業務の目的

町民生活の利便性を向上させることを目的に、各種行政サービスの利用手続や公共施設の案内、町民の暮らしに役立つ情報等を掲載し、また、新型コロナウイルス感染症の長期化を見据え、新しい生活様式に対応した情報等まとめた南知多町新生活様式対応「暮らしの便利帳」（以下「便利帳」という。）を発行するにあたり、官民の協働で発行する民間事業者等（以下「協働発行事業者」という。）を選定するためのプロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

(1) 事業名称

新生活様式対応「みなみちた暮らしの便利帳」官民協働発行事業

(2) 業務内容

別紙新生活様式対応「みなみちた暮らしの便利帳」提案仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

南知多町企画部企画課

3. プロポーザル方式により協働発行候補者を選定する理由

本業務においては、便利帳の作成にあたり、専門的な知識・経験を有することから、それらを有した業者からの提案を受け評価し、協働発行候補者を選定するために公募型プロポーザル方式によって行う。

4. 協働発行事業者の募集

協働発行事業者の募集は、公募型プロポーザル方式によるものとし、町ホームページで募集案内を行う。

5. スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和2年9月2日（水）
(2) 質問受付期限	令和2年9月9日（水）午後5時（必着）
(3) 質問書に対する回答	令和2年9月11日（金）まで順次
(4) 参加申込受付期限	令和2年9月16日（水）午後5時（必着）
(5) 参加資格審査結果通知	令和2年9月18日（金）
(6) 提案書等提出期限	令和2年9月24日（木）午後5時（必着）
(7) 審査実施日	令和2年9月25日（金）（予定）（原則、書類審査）
(8) 選定結果通知	令和2年9月30日（水）（予定）

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の適用を受けていない者であり、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 本事業の公募開始日から協定締結日までに、本町から指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (7) 協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。
- (8) 過去3年以内に自治体の又はそれに類似するものの作成実績があること。

7. 参加申込の手続き

(1) 事務局(問い合わせ先)

〒473-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町企画部企画課

電話：0569-65-0711(内線332)

FAX：0569-65-0694

メール：kikaku@town.minamichita.lg.jp

(2) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加表明書(様式第1号)	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	会社概要書(様式第2号)	
③	業務経歴書(様式第3号)	契約書の写しも添付すること。
④	商業登記事項証明書又はその写し	発行3か月以内のものであること。
⑤	地方税及び国税に滞納がないことの証明書	地方税(写し可：法人市民税) 国税(写し可：法人税及び消費税(地方消費税含む)) ※発行3か月以内のものであること。
⑥	直前事業年度の財務諸表の写し又は、それに代わる財務状況の確認がとれる書類の	

	写し	
⑦	その他町長が必要と認める書類	

(3) 提出方法

郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

(4) 提出期限

令和2年9月16日（水）午後5時必着

(5) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(6) 書類の配付

プロポーザル実施要項、仕様書及び提出書類等各種様式については、令和2年9月16日（金）まで、町ホームページ上で配布する。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知については、令和2年9月18日（金）までに送付する。

8. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法

質問書（様式第4号）を郵送、メール又はFAXにより、事務局あてに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

②受付期間

令和2年9月2日（水）から令和2年9月9日（水）午後5時必着。

(2) 回答

①回答方法

町ホームページ上に記載し、個別での回答はしない。

②回答日

令和2年9月11日（金）までに順次回答する。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

※①から⑥までの内容が網羅されていれば、任意の様式を用いても構わないこととする。

①企画提案書（様式第5号）

②企画提案書提案要旨（様式第6号）

③業務実施体制（様式第7号）

④表紙及び本文等の具体的なデザイン案

※別紙「新生活様式対応「みなみちた暮らしの便利帳」協働発行事業仕様書」に掲載の目的を達するにふさわしいデザインとすること。

※写真は町ホームページ、観光パンフレット等から引用することができる。

⑤過去に受託作成した市町村便利帳、市町村便利ガイド等の成果品

⑥費用見積書（様式第8号）

※製作に係る全ての費用の8割を計上すること。

(2) 提出方法

郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和2年9月24日(木)午後5時必着

(4) 提出部数

正本を1部、副本を7部提出すること。

10. 審査・選定方法

(1) 提出された書類の内容や条件などを審査のうえ、総合的に評価し最も優れた事業者を選定する。なお、応募者が1者の場合にあっても審査を実施し、選定基準を満たすと認められる場合は、その事業者を選定する。

(2) 提出された企画提案書等の内容をもとに審査を実施するものとする。なお、町長が別に必要と認める場合は、提案事業者によるプレゼンテーションを実施することができる。

①審査実施日(プレゼンテーション実施日)

令和2年9月25日(金)(予定)

②実施場所

南知多町役場

③その他

プレゼンテーションについては、1提案あたり20分程度

※プレゼンテーションについては、南知多町役場で行うものとするが、社会情勢によりwebツール(zoom等)を使用して実施する場合もある。実施方法については、参加資格審査結果通知に合わせて連絡する。

(3) 新生活様式対応「みなみちた暮らしの便利帳」官民協働発行事業プロポーザル選考委員会(以下「選考委員会」という。)が、別紙「新生活様式対応「みなみちた暮らしの便利帳」官民協働発行事業選定要領」に基づき、企画提案書・プレゼンテーション及び契約の誠実な履行に関わる体制を含めた総合的な審査を行う。なお、選考委員会が必要と判断した場合は、企画提案内容について質疑を行うことができる。

(4) 選考委員会の委員(以下「選考委員」という。)による審査の結果、各選考委員の評価点の合計点数が最も高い者を協働発行候補者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。

(5) 評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点数の優劣をつけ協働発行候補者を決定するものとする。

11. 選定結果の通知・公表

審査結果は、審査作業終了後、全ての提案事業者に書面で通知する。なお、通知日は令和2年9月30日(水)(予定)とする。

また、審査結果通知日の同日、次の項目を町ホームページ上に公表する。

・協働発行候補者の名称、点数

- ・参加事業者の名称（50音順）
- ・協働発行候補者以外の点数（高い順）
（協働発行候補者以外の参加事業者の名称と点数は関連付けない。）

12. その他

（1）提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは、町が指示した場合を除き認めない。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける協働発行候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、南知多町情報公開条例の規定に基づき対応する。
- ④提出された書類は、協働発行候補者審査作業において必要な範囲で複製する場合がある。

（2）その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、全て参加事業者の負担とする。
- ②提出書類の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出するものとする。
- ③企画提案書は、1参加事業者につき1提案に限るものとし、プレゼンテーションについても同様とする。
- ④参加事業が1者のみであった場合であっても、選考委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。